

GYOUSEI ADACHI

# ぎょうせい足立

発行日○平成21年(2009年)1月1日

発行人○足立支部長 清水良満

編集人○幸野茂人

No.32

発行所○東京都行政書士会足立支部

東京都足立区関原三丁目7番14号 TEL/FAX 03-3840-0700



「あだち区民まつり」街頭無料相談会（平成20年10月11日・12日）

## 新年のご挨拶

東京都行政書士会足立支部  
支部長 清水良満



新年明けましておめでとうございます。  
支部会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年四月に支部長就任以来、九ヶ月が経過いたしました。

この間、支部の理事をはじめ、支部会員の皆様のご理解とご協力により、支部事業を何とか進めてくることができました。改めて感謝申し上げる次第です。

また、足立区議会各党各会派の皆様におかれましては、昨年当支部より提出をさせていただいた請願書の採択に大変なご尽力を賜りましたこと、心よりお礼申し上げます。請願書採択までのプロセスについては、別ページに拙文を掲載しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

昨年、足立区の関係諸機関の方々と度々お会いする機会に恵まれました。その中で、一番多く耳にしたのが、「行政書士の方々はどういう仕事をしているのか?」という声でした。支部会員の皆様の中にも、このような経験をお持ちの方がいらっしゃると思います。

こうした状況の中、我々行政書士がやらなければいけないことは何でしょうか?

それは、いただいた声を真摯に受け止め、行政書士一人一人が自覚を持ち、研鑽を積み、顧客の依頼に応えていくことではないでしょうか?

草の根的な日々の地道な積み重ねが、結果的に行政書士の知名度、認知度向上に繋がっていくと思います。

本年も支部活動に対する皆様のご理解、ご協力を願い申し上げます。

最後に、支部会員の皆様の益々のご多幸とご健勝を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 新年のご挨拶

東京都行政書士会

会長 清水勝利



新春のお慶びを申し上げます。

平素は、清水良満支部長をはじめ、足立支部の先生方には東京会運営のため、ひとかたならぬご協力、ご理解を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

早いもので今期も残すところ三ヶ月となりました。今期のために計画した事業を滞りなく完了させたため、執行部は総力を挙げて四六〇〇名会員の負託にお応えするべく、一生懸命頑張っております。

更に、来年度の事業計画と予算編成の準備に入りました。来年度事業計画のため初めての試みとして、日々区民の皆様のために密着した支部活動に、邁進されておられる先生方の現場の生のお声を、支部長さん経由で事業計画に盛り込めるようご提案して頂きたくお願ひいたします。支部長会でよく検討して先生方のお声を可能な限り反映させ、支部活動が更にやり易いように、支部活動を一層ご支援いたしたく計画しております。

さて、昨年は「入札参加資格申請における代理

申請システムの構築、及び行政書士電子証明書を使用可能とするシステムの改築」の請願書を、足立区議会へ提出することを支部長会で決め、貴支部にお願いいたしました。

東京都庁へも都庁との定期協議会の席上依頼いたしました。また、東京都議会へは、東政連烟会長を先頭に東政連にも全面的にご協力を頂きました。請願書を昨年九月二十六日に提出、十

二月一日の財務委員会では都議会自民党、民主党、公明党等の各委員から当件に関し賛成のための質問をして頂き、十二月十七日の本会議に上程され、可決されました。平成二十四年度入札参加資格申請受付開始から、ということに決しましたのでご報告いたします。

アメリカから巻き上がった世界同時不況の嵐が日本にも上陸しております。今年は経済的ななかなか厳しい環境になることが予想されます。こうした時こそ、私達行政書士は、地元区民の皆さんのが良き相談相手となり、また中小企業の良きパートナーとして、区民・都民の利便に資するチャンスが多くあるのではないかでしょうか。

執行部は、東京など行政書士制度の一層の発展のために、一丸となつて頑張っております。先生方のご支援ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

足立支部の先生方のご多幸とご繁栄を祈念申し上げ、私の新年のご挨拶とさせて頂きます。

その一つの道筋は、本格的な産学官の連携を考えます。区内の大学は、地元自治体はもちろんのこと、業界・区民との積極的な協働・協力の関係を築きたいとおっしゃっています。そこでこれまで区内にはなかつ

## 足立区長ご挨拶

足立区長

近藤やよい



行政書士会足立支部の皆様には、晴れやかに新春をお迎えのことと、お慶び申し上げます。先生方には「暮らしと事業の手続き相談」をはじめ、専門性を活かしながらも、常に区民の立場に立ったきめ細かい指導を賜り、心から感謝申しあげます。

昨年は三月に「日暮里・舎人ライナー」の開業や、北千住駅東口に区内五つ目の大学となる東京電機大学の進出が決定するなど、区にとって明るいニュースが続きました。これまで、上下水道や道路、交通網をはじめとする社会基盤の充実や、大学・劇場などの教育文化施設の誘致など、他の自治体レベルに追いつくべく努力を重ねて参りましたが、ここに来てようやく一定の基盤が整い、今後はそれを活用していく段階に入ってきたと認識しております。

その一つの道筋は、本格的な産学官の連携を考えます。区内の大学は、地元自治体はもちろんのこと、業界・区民との積極的な協働・協力の関係を築きたいとおっしゃっています。そこでこれまで区内にはなかつ

た新しい産業分野の開拓や、小・中学校をはじめとする教育分野での施策展開などに、大きな期待を寄せております。また、一万人近い若者が集うという新しいタイプのまちの形成も、区のイメージアップに大きく貢献してくれることでしよう。

世界的に不透明感の強い景気動向など、不安材料は山積しておりますが、施策の優先順位をしつかり見定め、確かな発展のために職員一同、全力を傾注してまいりたいと思います。

厳寒の折から、先生方にはくれぐれもご健康に留意され、ご活躍ください。

## 公証役場紹介

千住公証役場 浅野義正

新年あけましておめでとうございます。  
日頃から、行政書士の先生方には大変お世話になつております。誠に有難うございます。

千住公証役場で最も多い依頼は、遺言公正証書の作成依頼です。

遺言は、遺言をされる方が、判断能力を持つていることが大切であり、認知症が始まると、公正証書の作成が難しくなります。そのため、判断能力のある早い時期に、公正証書を作つておくほうがよいと、お知らせしています。

公正証書は、二十年間保存し、遺言書はそれ以上保存しますので、遺言公正証書を作成された方には、二十年以上長生きしていただきたいと

いう気持ちで、お話をしています。

相続の相談の際には、本来の相続人となるべきご子息のおられない方、相続人のうち財産をあげたくない者がいる方、相続人ではない人に

財産をあげたい方、特定の相続人に特定の財産を分け与えておきたい方、相続人の中に行方不明の人や海外など遠くにいる人がいる方には、

公正証書で遺言をされるようお奨めしています。

遺言の次に多いのが、離婚に伴う公正証書です。財産分与・慰謝料・子供の養育費・年金分割など、離婚前に話し合つて、取り決めたことを公正証書にして、それから区役所に離婚の届け出を出される方が多いようです。中には、当事者で合意して、一緒に公証役場に出向いたところまではよかつたものの、夫が子供と何回面接できるか、夫が住所を変えたときに妻に通知するかどうか、夫の給料が上がったときに妻に通知をするなど、細かい事項を話し合つてているうちに険悪な雰囲気となり、物別れに終わつて、結局家庭裁判所に調停を申し立てることになつた方もいたようです。

このほか、賃貸借、金銭消費貸借、債務弁済、任意後見などの公正証書の作成、会社や法人の定款の認証、私書証書の認証、尊嚴死を希望される方の公正証書、貸金庫開扉点検の公正証書、確定日付など、様々な事務を行つています。

どのような内容の公正証書にするかなど、無料で相談に応じています。お気軽に、お電話下さい。（電話）〇三一三八八二一一二七七）

また、株式会社設立の定款や一般法人設立の

定款についても、事前にファックスで送信していただくなどして、記載事項に漏れがないかチェックしています。（ファックス番号）〇二一三八八二一一七八）よろしくお願ひします。

## 足立区 外国人のためのリレー専門家 相談会を振り返って

私はまだ開業して一年足らずという経験ながら、このたび二〇〇八年七月六日に実施された「外国人のためのリレー専門家相談会」の相談員に拝命されるという光榮を賜りました。

相談会に相談員という重要な使命を与えられる外國の方にきちんと対応をすることができるのか不安も感じていました。当日はかなり緊張したのをよく覚えています。その日は私は二件の相談が回つてきて、何とか対応できて、安堵しました。二件ともフィリピンの方で、永住権申請とお子さんの国籍に関する相談でした。私は現在、入管業務に特化して、市場の開拓に努めています。幸い、開業する前の職歴が語学を使う機会が多く、また、様々な国籍の人と接してきたこともあります。自分では外国人に対する感受性は豊かだと思っています。

足立区にはフィリピンの方が多く在住しており、梅田にあるカトリック教会でも多くのフィリピンの信者が礼拝に来ています。また、多くのフィリピンの方は子供を持ち、日本での生活に

も満足している様に見受けられます。しかし、今の方は結婚してお子様もいらっしゃるようなのですが、難しい日本語は理解できず、日本の入管制度や法律についてはあまり理解していないようでした。私は英語を話すので、多くの英語圏の方とコミュニケーションをとる機会が多く、よく感じることがあります。それは、英語圏の方が、日本語が壁となつて日本の様々な制度の理解をしていない方が多いということです。

今回の相談会では多くの通訳の方のお力を借りました。特に在日外国人の方の相談を受けるに当たり、法的な知識だけではなく、外国語の技能も大切であることを今回強く感じました。この点で入管業務は他の業務と比べて異色な業務だと思います。そして、日本の制度についての知識が乏しい外国人にその制度を知らしめる努力をする必要を感じました。この点は区の多文化共生係の方々や外国人支援ネットワークの方々が多大な努力をされていることを知りました。

行政書士業をしていると、どうしても目先の利益ばかり考えてしまします。しかし、街の法律家として、在日の外国人の為のボランティア活動はとても有意義だと思います。また、そのような活動から、多くの外国人の日本での実態を知ることができるのはないでしょうか。私は今、積極的に参加する事が大事であると感じました。

(足立支部 申請取次行政書士 青木雄二)

### 請願採択までの道のり

平成二十年八月六日、行政書士会館地下講堂において、東京都行政書士会高度情報通信推進本部による、「東京都電子申請・入札参加資格審査申請に関する区市町村への要請・請願活動についての説明会」が開催されました。説明会の内容は、「東京電子自治体共同運営サービスにおける入札参加資格申請に関して、代理申請システムを構築し、当該システムに行政書士電子証明書を使用できるように、また、東京電子自治体共同運営サービスにおける既存の電子申請の代理申請システムに関して、システムを改築し行政書士用電子証明書を使用できるように、各支部分院や市町村及び議会に対して要望、請願をしていただきたい」というものでした。説明を聞いた直後は、区に要望書を、区議会に請願書を提出することは分かりましたが、具体的には「どちら手をつけ、どのように進めていけばいいのかまだよく飲み込めていませんでした。

全く初めてのこと故、足立区における請願書提出の流れを確認する必要がありました。すると、請願・陳情はいつでも出せるのですが、特定の月に審議をしてもらいたい場合は、その月の本会議開催日の七日前(上日祝を除く)までに区議会議事係へ提出しなければならないことが分かりました。日程を調べてみると、次に本会議が開催されるのは九月二十二日。上日祝を除く本会議開催日の七日前は九月十日、この日が請願書の締切日でした。締切日まで約一ヶ月、あまり

時間はありません。更に請願書は、議員の方の紹介が必要になります。

限られた時間の中、提出に向けていたいたいた沢山のアドバイスを踏まえ、当支部の理事に協力を要請し、署名を集めることにしました。どれだけ集められるのか、全く分からませんでしたが、最終的には何と二百四十五名の方に署名をしていただきました。署名を集めることと並行して、足立区議会各党各会派に問い合わせ、請願書の趣旨を説明させていただきました。拙い説明にも拘わらず、「理解を賜り、各党各会派の議員の方が、紹介議員になつてくださいました。

請願書は集めた署名簿と共に、締切日である九月十日、足立区議会事務局へ提出しました。

提出をした請願書は、九月二十六日に開かれる区議会の総務委員会で審査されること、そして、総務委員会は傍聴ができることを聞きました。請願書が採択なのか、不採択なのか、見届ける必要があると思い、当日、傍聴しました。結果は無事採択。この後、十月二十四日の区議会本会議においても採択されました。八月六日の説明会から一ヶ月半が経過していました。

今、改めてこれまでのプロセスを振り返ると、多くの皆様にお力添えをいただき、最良の結果を得られたということを実感しております。

最後に、誌面をお借りし恐縮ですが、ご尽力をいたいたいた足立区議会各党各会派の皆様、署名をしていただいた沢山の皆様、署名にご協力をいたいたいた理事の皆様に厚くお礼申し上げます。

## 涉外部からの活動報告

涉外部創立二年目の活動は、五月の自主勉強会に足立区社会福祉協議会から根本事務局長を講師にお招きして成年後見制度についてご講義をいただきましたことからはじまりました。七月には近藤区長を訪問、八月には第四回足立区役所との定例意見交換会を行い、十月には足立区社会福祉協議会が主催する成年後見人連絡会に参加しました。この間、他支部の成年後見業務に関する調査を企画して、品川支部、目黒支部、北支部を取りました。

十一月には区民部多文化共生係から「行政書士による外国人のための夜間相談会」開催のお話がありました。これは昨年こちらから行なった提案に近いものが、違った経緯で先方から提案され実現することになったものです。また次年度、同じ区民部多文化共生係で毎年行なわれている「足立区多文化共生推進会議」への参加も決定いたしました。

今後とも涉外部の活動にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

(涉外担当 大竹なか子)

## 平成二十年度第一回支部研修会報告

平成二十年度第一回目の研修会を、次の通り開催することができました。

一、日 時 平成二十年七月十九日(土)  
午後二時から五時まで

二、場 所 竹の塚・教育相談センター五階  
多目的ホール

三、テー マ 「外国人をとりまく諸状況の変化  
とその対応について」

四、講 師 当支部会員 金塚孝先生

五、参 加 者 当支部会員 十四名

昨年七月二十一日の「入管業務の基礎の基礎」に続く入管業務の第二弾として、この分野での第一人者である当支部の金塚孝会員より、前記のテーマについてお話をいただきました。

一、入管法改正の推移 二、テロ対策 三、オーバーステイ半減計画 四、「移民庁」設置構想 五、外国人登録制度の見直し 〔在留カード構想〕 六、外国人労働者雇用状況届出の義務化 七、研修制度の見直し 八、「興行」の審査の厳格化 九、E.P.A(経済連携協定) 十、留学生三十万人計画・日本語能力ある者の優遇等 十一、移民一千万人の提言  
十二、涉外戸籍の国籍法違憲判決(二〇〇八年六月四日)②婚外子と認知訴訟 十三、相談・受任に当たって注意すべきこと 十四、問題と解答

最近特に話題となっている外国人問題について詳しく説明していただいたが、特に有益であったのは、自らの経験に基づく、入管業務を遂行する上での十五項目の注意事項と過去の相談

事例であつた。これらは正に生きた知識であり、実際の業務を推進する上で常に念頭に置いておくべき貴重な財産を知ることができ感謝ですた。

今回も、支部の幸野先生・大竹先生・諏訪先生、田中先生には受付その他でご協力いただきましてありがとうございました。

次回の研修会も充実した内容にしたいと思ひますので、皆様のご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。  
(研修担当 沖山忠敏)

## 平成二十年度第二回支部研修会予告

平成二十年度第二回目の研修会を、次の要領で開催する予定です。

一、日 時 平成二十一年三月二十一日(土)  
午後二時から五時まで  
二、場 所 「足立区勤労福祉会館」  
(綾瀬ブルミエ)二階第一ホール  
三、テー マ 「今の時代、これだけは知つておきたい相続・遺言の基礎知識」  
(一) 法定相続と遺言相続の違い  
(二) 法定相続人とは  
①推定相続人とは  
②法定相続人とは  
戸籍による相続人の探し方(戸籍の見方)  
③遺産の共有

## (二) 遺言相続

- ① 遺言の意義とその用語（文言）
- ② 自筆証書遺言の場合の問題点
- ③ 公正証書遺言の場合の問題点
- ④ 一部遺言のこわさ

## (四) 遺留分減殺

- ① 遺留分の意義
- ② 遺贈と相続との違い
- ③ 減殺の額の算定や仕方

## (五) 保険金受取人の遺言による変更その他

## 四、講 師

越谷公証役場公証人

生田治郎（いくたじろう）先生

## 五、受講料

支部会員及び一般市民 無料  
他支部会員 千円

## 区民まつり街頭無料相談

平成二十年十月十一日（土）と十二日（日）の両日、荒川河川敷にて行われた「あだち区民まつり」の会場内において、本年も街頭無料相談会を実施いたしました。昨年と同様に、東京都行政書士会足立支部が主催となり、共催として社団法人全日本不動産協会東京都本部城東第一支部にご参加いただき、さらに足立区からの後援をいただいての相談会となりました。

二日間の相談件数は三十六件でした（平成十九年は四十五件）。一日目は午前中いっぱい雨となってしまい、初めは人出も少なかつたとのことです。二日目は私も参加いたしましたが、天候に恵まれたこともあり、午前中から多くの相談者が来られました。会場での宣伝も活発に行われ、配布用のティッシュやチラシが途中で無くなってしまうほどでした。

相談の内容と件数は、

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| ① 遺言・相続・贈与等     | 十三件（三十六%） |
| ② 暮らしの相談等       | 十二件（三十三%） |
| ③ 不動産・近隣問題・契約等  | 四件（十一%）   |
| ④ 外国人在留・外国人雇用関係 | 二件（五%）    |
| ⑤ その他           | 一         |

※ 昨年、昨年に引き続いだ二回目の一般市民参加のオープン形式の研修会です。

相談案件の一番多い「相続・遺言」をテーマに、経験豊富な生田治郎公証人に分かり易く説明していただきます。この機会を逃すことなく数多くの支部会員の方に出席していただきたいと思っています。

なお、研修会終了後に懇親会を予定しておりますので、皆様のご参加並びにご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

【申込先】 沖山忠敏

FAX ○三一三六〇六一六六一七  
(研修担当 沖山忠敏)

となっています。

また、この相談会を何で知ったかについては、会場で知った人が二十二人（七十二%）、新聞の折込チラシを見た人が八人（一十五%）、区の広

## 新年会のお知らせ

報紙を見た人が一人（三%）ということでした。さらに、今回は新しい試みとして、相談会宣伝用のチラシの裏面に、あらかじめお申し込みいただいた先生方の事務所名や電話番号等を記載したものを、新聞折込や当日会場にて配布いたしました。行政書士の事務所は身近な所にある、ということをアピールできたのではないかとうか。

結びになりましたが、当日相談員を担当された先生方、本当に疲れ様でした。

(田中岳生)

一、日 時 平成二十一年一月二十一日（木）  
二、場 所 午後六時から  
江戸一 万葉館  
足立区綾瀬四一十一六

(綾瀬駅西口より徒歩約5分)  
TEL 五六八一一八八八八

足立区東和五丁目二十四  
り転入

### 三、会費

支部会員 登録入会後二年未満の支部会員  
一千五百円

支部会員の補助者 支部会員のご家族  
二千五百円

支部会員の申込先 二千五百円

### 四、申込先

同封の「新年賀詞交歓会のご案内」に参加  
者氏名をご記入していただき、左記吉岡

晋宛にお申込みください。

FAX 三八九九一五〇七〇

Eメール yossy@adachi.ne.jp

※準備の都合上、一月十七日までにFAXまたは  
はメールでお申込みください。

(総務担当 吉岡晋)

### 足立支部会員の動向

(平成二十年十二月十五日現在)

足立支部 自主勉強会

支部若手会員が中心となつて開催している自主勉強会は、次回で早二十回目を迎えることとなりました。継続は力なりということで、入会間もない先生方には、気軽な情報交換の場として活用していただきたいと思います。

次回開催予定は次の通りです。

第二十回 足立支部 自主勉強会

一、日 時 平成二十二年二月二十一日(土)

十八時(二十一時)

二、場 所 足立区勤労福祉会館

▼平成二十年度入会者(五名)  
村越大輔(平成二十年四月一日・新規)  
足立区六木三十一十二十一  
佐々木隆昭(平成二十年八月二十九日・葛飾  
区より転入)  
永嶋良城(平成二十年六月九日・江戸川区よ  
足立区梅田二丁目十五之一〇六)

二階第五洋室

り転入

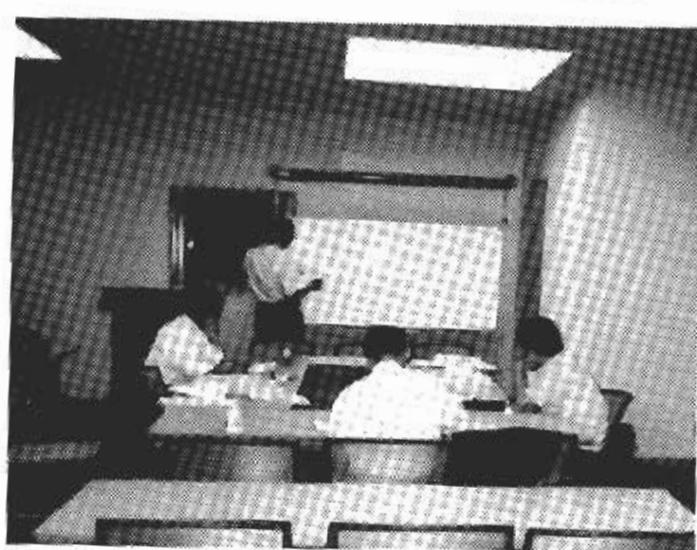
※お問い合わせは足立支部 幸野まで

TEL ○三一三八五二一三三七二  
FAX ○三一三八五三一三八八

支部のホームページ、メーリングリストでも

開催情報をお知らせしております。

(幸野茂人)



第18回 平成20年9月27日(土) 生涯学習センターにて

## IT推進委員会からのお知らせ

### 一、支部ホームページの「案内」

東京都行政書士会足立支部では、行政書士制度の広報及び会員向け情報の提供を目的として、支部ホームページを開設しております。

また、ホームページには、「足立区の行政書士」として会員情報を掲載しております。掲載希望の方及び訂正のある方は、同封の中込書でお申込みください。なお、掲載済みの方は不要です。

### 二、マーリングリストの「案内」

東京都行政書士会足立支部では、会員への迅速な情報提供を目的として、マーリングリストも運営しております。

マーリングリストの管理は、前支部長からIT推進委員会へ移行され、これに伴いアドレスも変更になりました。すでに、運用を開始しておりますので、マーリングリストからのメールを受け取っているものと思いますが、もし登録しているのにマーリングリストからメールが来ていないという場合は、同封の申込書でご連絡ください。  
また新規に登録を希望される方も、同封の中込用紙でお申し込みください。

支部HPのアドレス

<http://adachi.tokyogyosei.or.jp/>

## 編集後記

ヤフーやグーグルでも「東京都行政書士会足立支部」で検索可能です。

また、東京都行政書士会、及び足立区のホームページからもリンクされております。

(IT推進委員会 謙訪 智)

ヤフーやグーグルでも「東京都行政書士会足立支部」で検索可能です。

年号が昭和から平成に変わったのは、つい最近のことと思つていてましたが、今年は既に平成二十一年。時の流れの速さを感じます。

今年が会員の皆様にとって幸せな年となりますように……。  
(幸野茂人)

## 支部会費納入のお願い

平成二十年度足立支部会費（六千円）を未納の方は、同封の郵便振替用紙に事務所所在地・氏名をご記入の上、郵便局にて払い込んでください。尚、本来の納付期限は、毎年七月三十一日（支部細則第二十九条）となつておりますのでよろしくお願い申し上げます。

（会計担当 小佐田秀志）

## 未納会費の納入についてのお知らせ

平成十九年度以前の足立支部会費に未納のあられる方には、該当年度の郵便振替用紙を同封しております。つきましては、到着後すみやかにお振込みください。未納が続きますと、支部細則第二十九条の四により、研修会等の支部事業に参加できない場合があります。

（会計担当 小佐田秀志）

